

9 月26日に、政府税制調査会の中期答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」が公表された。内容は薄く、マスメディアの取り上げ方も淡泊なものであった。

答申は、最初に経済社会の構造変化として、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化、財政の構造的な悪化の5つを挙げ、それぞれの課題に対する税制の今後の方向性を描いている。

しかし、これまでの議論を整理したもので、「令和時代の税制」としての目新しい内容はほとんど含まれていない。消費税が10%に引き上げられる中での公表だけに、さらなる消費増税を含意するものではなく、わずかに「受益と負担のあり方にに関する国民的な論議を深めていくことが重要である」という表現があるのみである。

政府税制調査会は、有識者があるべき税制の論理を示す場である。その論理に基づき政治家が、党税調の場で実際の税制を取捨選択し決定していくわけで、税制の論理は極めて重要である。両者は長年、「論理」と「決定」という役割分担をしてきた。ところが安倍政権になって、年々「論理」が弱くなり「決定」だけとなっていった。さらに重要な変化として、「決定」に「官邸の意向」が強く反映されるようになった。その結果、「官邸の意向」が「党税調の決定」となり、「論理」はほとんど必要なくなった。

典型例は消費税軽減税率の導入だ。公平・中立・簡素という税制3原則にすべて反する軽減税率は、党税調の会長が更迭された上で決定された。論理を重んじる政府税調は、軽減税率について何ら意見を発せず沈黙してきた。

わが国の意思決定において、官邸主導は決し

て非難すべきことではないが、問題は正論を言うところが沈黙し、論理の上に成り立つ税制が大きく歪んだことである。政府税調の役割・存在感は全くくなってしまった。

こんな中、答申で気を吐いたのが、「納税環境」つまり適正・公平な課税のためのファンダメンタルズの整備など国税通則法（手続法）の分野である。デジタル時代における資料情報収集の重要性やプラット・フォーマーの果たすべき役割について述べているが、注目点は、「富

裕層や多国籍企業等による複雑なタックスプランニングについては、BEPSプロジェクトでベストプラクティスとして取り上げられた義務的開示制度（MDR）……も参考にしつつ……仕組みの構築に向けて、検討を行っていく」としている点である。

義務的開示制度というのは、BEPSプロジェクトの行動12に書かれたもので、租税回避スキーム利用者や、スキームを考える会計士・税理士などのプロモーター

が、税務当局にスキームを報告する制度である。行き過ぎた（濫用的な）租税回避スキームの牽制・抑止を目指すもので、米国、英国、カナダなどで導入されている。BEPSでは、開示義務者（プロモーター、利用者・納税者）、開示内容（守秘義務の伴うスキーム、成功報酬のあるスキーム、損出しあるスキーム等）、開示手続（開示のタイミング等）の3項目について、各国の自主性も尊重しながら導入するという勧告が行われている。濫用的な租税回避を防止するための貴重な第一歩と位置づけられており、この点を答申が明確に発信していることは評価できる。

安倍一強政権の下、正論が言えない官僚機構・審議会ではあるが、国民生活に直結する税の分野まで「忖度」していくは、わが国の将来も危うくなる。

